

知多浄水場始め4浄水場排水処理施設整備・運営事業

実施方針（変更版）及び事業契約書（素案）に関する意見

平成17年4月

愛知県企業庁

実施方針 2 事業者の募集及び選定に関する事項

No.	項目番号				ページ数	項目名	意見事項
1	2	(4)	イ	(工)	12	応募者等の資格要件	運営・維持管理に関する応募資格要件中『本事業の脱水設備等と同種かつ同程度の技術水準の維持管理業務実績があること。』とあり、第1回目質問回答内貴企業局殿の回答として、『浄水場等で採用されている脱水設備等であれば特にフィルタープレス型に限定しているものではありません。』とされています。しかし、フィルタープレス型である既設脱水機設備の維持管理・運転を更新するまでの期間、事業者により行う関係上、既設脱水機設備の安定的かつ効率的に運営・維持管理を行うためには、既設脱水機設備と同型であるフィルタープレス型脱水機の維持管理業務実績が必要であると考えます。ご検討下さい。

実施方針 添付書類等

No.	資料番号	項目番号		ページ数	項目名	意見事項
2	8	1	(2)	44	有価利用	事業者が脱水ケーキを県企業局より25円/t-dsで買い取るとあり、その根拠について現在の園芸業者への販売価格をベースに試算されていますが、脱水設備における維持管理費用・動力費用等、事業者による負担範囲費用を減じた金額に変更をお願い致します。

事業契約書(素案) 第2章 総則

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	意見事項
3		6	3			5	平成25年度以降の脱水処理施設等の設計・建設業務	尾張東部浄水場における平成25年度の脱水設備等の増設について、県企業庁が「本件増設が必要でない、又は延期すべきであると判断した場合は、これを実施しない、又は延期するものとし、平成24年6月末までに事業者へ通知するものとする」とあります。前年度の6月ですと、県企業庁の決定から実施又は中止・延期までの期間が短すぎ、事業者側の事業計画性に影響が出ると思われます。よって、前年度の6月以前に通知をお願い致します。

事業契約書(素案) 第3章 脱水処理施設等の設計

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	意見事項
4		15	6			8	設計の変更	設計変更により、「脱水処理施設等の設計・建設業務に係る対価又は運営・維持管理業務に係る対価が減少した場合は、サービス購入料から減少分相当額が減額されるようサービス購入料を改定するとあります。設計変更により上記対価が増加した場合もサービス購入料の改定をお願い致します。

事業契約書(素案) 第4章 本件建設工事

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	意見事項
5	3	28	1			12	工事完工の遅延による費用等の負担	県水道局の責に帰すべき事由による遅延は、第2項の「事業者の責めに帰すべき事由によらずして、工事完工日が工事完工予定日より遅れた場合」に含まれると思いますが、その場合の遅延損害金に関する規定がありません。県水道局の責に帰すべき事由による場合も、第1項の事業者の責めに帰すべき事由の場合と同様に年3.6%の遅延損害金を加えて頂けるようお願い致します。

事業契約書(素案) 第6章 脱水処理施設等の運営及び維持管理

No.	節	条	項	号	号	ページ 数	項目名	意見事項
6	1	41	2			17	脱水処理施設等の運営及び維持管理	県企業庁は、運営開始予定日までに、事業者に対し、既設脱水処理施設等の運営・維持管理に必要な資料を提供する。と有りますが第43条には事業者は運営開始予定日の30日前までに～中略～運営・維持管理業務仕様書を作成し提出する事になっています。事業期間を通じた運営・維持管理業務仕様書を提出するには既設脱水処理施設等の情報は整合性を確保する上で必要不可欠と判断いたしますので県企業庁からの必要な資料の提示は遅くとも事業開始予定日90日前までに事業者へ提示頂きますようお願い致します。
7	1	48	2			19	運営開始の遅延による費用等の負担	事業者の責めに帰すべき事由によらずして、運営開始予定日又は更新後運営開始予定日から脱水処理施設等の運営開始が遅延した場合、県企業庁は事業者において生ずる合理的な損害及び費用を負担するとあります。県企業庁の責めに帰すべき事由によって、運営開始が遅延した場合も、同条第1項と同様に、増加費用及び損害額につき年3.6%の割合で計算した遅延損害金の規定を設けて頂けるようお願い致します。

事業契約書(素案) 第7章 契約期間及び契約の終了

No.	節	条	項	号	号	ページ数	項目名	意見事項
8	4	70	2			29	県企業庁の債務不履行による契約終了	本条1項により本契約が解除された場合に第69条第2項及び第3項の規定を準用するとありますが、第69条第2項(1)(a)に「県企業庁は、…不合格部分を無償で譲り受けるものとする。」と規定されています。しかし、不合格部分についてはその材料等は事業者の所有であること、また、県企業庁の債務不履行による契約終了であるにも関わらず、不合格部分を無償で県企業庁に譲り渡す規定は不公平であると考えます。「双方で協議し、事業者の合意を得た上で、」の一言を加えて下さい。

事業契約書(素案) 第10章 保証

No.	節	条	項	号	号	ページ数	項目名	意見事項
9		80	3			32	保証	保障金額が設計・建設業務費相当額の100分の10とされています。しかし、本件の設計・建設費相当額は百数十億円になると予想される為、10%を履行保証とすると事業者にとって負担が過大になると考えられます。保証率を低減して頂けるようお願い致します。

事業契約書 別紙

No.	資料番号	項目番号	ページ数	項目名	意見事項
10	7		46		実施方針P.16に本事業におけるリスク分担の考え方が明記されており、「リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する」とあります。この考え方からすると、外形標準課税の変更やその他新税の導入によるリスクは事業者が管理可能な事項ではありません。負担割合の再検討をお願い致します。
11	7		46		外形標準課税に係る法令等変更の場合が事業者負担となっていますが、原因が全く事業者が無いにも関わらず、全て事業者が負担するのは不合理と考えられますので、変更をお願い致します。
12	10	4	55	運営・維持管理業務に係る対価の改定	当該年度と前年度の改定率の絶対値が1.5%以下の場合は、物価変動に基づく改定を行わないものとする、とありますが、実際の実質賃金指数及び物価変動指数を数式に当てはめた場合、ほとんど改定が行われません。世間の価格変動との乖離が大きくなる恐れがありますので、絶対値による規定を削除して頂けます様、お願い致します。

実施方針等に関する第1回質問への回答

No.	資料名	ページ数	項目番号	意見事項
13	要求水準書 3 維持管理業務			実施方針等に関する第1回質問への回答中において、意見事項を公表されていますが、この意見事項に対する県企業局殿の御見解や御回答等の公表も合わせてお願い致します。